

(規範2)

保安教育計画規範（煙火製造業者）

火薬類取締法第 29 条の規定により当該製造所がその従事者に対する保安教育の計画は、火薬類取締法施行規則（以下「省令」という。）第 67 条の 3 及び第 67 条の 4 並びに本基準に基づくものとする。

1 教育目的

当該製造所の従事者に対して火薬類の製造、貯蔵その他の取り扱い作業に関し、保安上必要な事項を理解徹底せしめ、保安意識の高揚を図り、もって火薬類による災害の防止に資することを目的とする。

2 教育対象者

製造業者は次に掲げる従業者の区分に従いその区分ごとに業務の範囲内容に応じてそれぞれ適切な教育計画を作成して教育を実施する。

イ 幹部従業者及び保安関係従業者

ロ 一般従業者（未熟練従業者を除く。）

ハ 未熟練従業者

ニ 噴出煙火の臨時作業従事者、消費従事者及び補助者（以下「臨時従事者等」という。）

3 保安教育の内容

保安教育を受ける従業者の区分に従い次に掲げる内容の保安教育を実施する。

(1) 幹部従業者及び保安関係従業者

ア 保安意識の高揚に関すること。

（愛知県及び愛知県火薬類保安協会の開催する講習会に参加させる等して行う。）

イ 盗難予防その他火薬類の管理に関すること。

ウ 火薬類一般の性質の大要に関すること。

エ 当該製造所において、製造しようとしており、又は現に製造している火薬類の性質の詳細に関すること。

オ 当該製造所の製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準の細目に関すること。

（省令第 4 条の規定に基づいて行う。）

カ 当該製造所の製造方法の技術上の基準の細目に関すること。

（省令第 5 条の規定に基づいて行う。）

キ 火薬類の貯蔵上の取扱いの技術上の基準に関すること。

（省令第 21 条の規定に基づいて行う。）

ク 火薬庫の構造、位置及び設備の技術上の基準に関すること。

（省令第 22 条の規定に基づいて行う。）

ケ 製造作業日誌又は火薬庫における火薬類の出納の記載に関すること。

（省令第 8 条及び第 33 条の規定に基づいて行う。）

コ 危険時における応急措置及び避難方法の全般に関すること。

（省令第 87 条の規定に基づいて行う。）

サ オからコまでに掲げること以外の火薬類取締に関する法令中の必要な部分に関すること。

シ ウからサまでに掲げることのほか火薬類の製造及びこれに附随する取扱いに関する保安管理技術に関すること。

(2) 一般従業者（未熟練従業者を除く。）

ア (1)のアからウまでに掲げること。

イ 従事しようとしており、又は現に従事している製造作業に係る火薬類の性質の詳細に関すること。

ウ 従事しようとしており、又は現に従事している製造作業に係る火薬類の製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準の細目に関すること。

（省令第4条の規定に基づいて行う。）

エ 従事しようとしており、又は現に従事している製造作業に係る火薬類の製造方法の技術上の基準の細目に関すること。

（省令第5条の規定に基づいて行う。）

オ 取り扱おうとしており、又は現に取り扱っている火薬類の貯蔵上の取扱いの技術上の基準に関すること。

（省令第21条の規定に基づいて行う。）

カ 製造作業日誌又は火薬庫における火薬類の出納の記載に関すること。

（省令第8条及び第33条の規定に基づいて行う。）

キ 危険時における応急措置及び避難方法に関すること。

（省令第87条の規定に基づいて行う。）

ク ウからキまでに掲げること以外の火薬類取締に関する法令中の必要な部分に関すること。

ケ アからクまでに掲げることのほか、従事しようとしており、又は現に従事している火薬類の製造作業に係る保安上必要な事項に関すること。

(3) 未熟練従業者

ア (1)のアからウまで並びに(2)のウからオまで及びキに掲げること。

イ (2)のウからオまで及びキに掲げること以外の火薬類取締に関する法令中の必要な部分に関すること。

ウ (3)のア及びイに掲げることのほか、従事しようとしており、又は現に従事している火薬類の製造作業に係る保安上必要な事項に関すること。

(4) 噴出煙火の臨時作業従事者

ア (2)のイ、エ、キ及びクに掲げること。

イ 危害予防規程中の噴出煙火の製造方法等に関すること。

(5) 製造保安責任者、製造副保安責任者及び製造保安責任者の代理者

ア (1)、(2)及び(3)に掲げること。

イ 火薬類取締に関する法令に関すること。

ウ 煙火の製造に関する保安管理技術に関すること。

エ 煙火の製造方法に関すること。

オ 火薬類の性能試験方法に関すること。

(6) 取扱保安責任者、取扱副保安責任者及び取扱保安責任者の代理者

- ア (1)、(2)及び(3)に掲げること。
- イ 火薬類取締に関する法令に関すること。
- ウ 火薬類の取扱いに関する保安管理技術に関すること。

4 教育担当者

製造保安責任者その他火薬類の製造又はこれに附随する取扱いに係る保安について十分な知識及び経験を有する者とする。

5 保安教育の時期

- (1) 3(1)から(3)までに掲げる保安教育は従業者が保安意識を高め、必要な知識を修得することができるように適当な期間をおいて反復して行う。
- (2) 3(5)及び(6)に掲げる保安教育は、当該保安教育を受ける者が保安に関する知識の水準を維持向上することができるように、教育効果を十分にあげられるような適当な期間を確保して行うとともに、適当な期間をおいて反復して行う。
- (3) 未熟練従業者については(1)の規定によるほか、その者が当該製造作業又はこれに附随する取扱いに従事する前に保安教育を実施する。
- (4) 臨時従事者等については、その者が当該製造作業に従事する日までに保安教育を実施する。